

津市学校情報セキュリティポリシー

令和6年4月

津市教育委員会事務局

学校情報セキュリティ基本方針

1 目的

学校が取り扱う情報資産には、児童・生徒及びその保護者の個人情報をはじめ、外部に漏えい等した場合に極めて重大な結果を招く重要な情報が多数含まれており、これらの情報資産を人的脅威や災害、事故等から防御することを目的とする。

2 定義

(1) 個人情報

氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。

単独では個人を識別できない情報でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。

(2) 教育ネットワーク

学校におけるコンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(3) 教育情報システム

学校が管理するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、その処理を行う仕組みをいう。

(4) 情報資産

教育情報システム及び学校で取り扱う情報をいう。

(5) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

① 機密性

認可された者だけが、情報にアクセスできるようにすること。

② 完全性

情報及び情報の処理方法が、正確かつ完全な状態で安全に守られること。

③ 可用性

認可された者が、必要なときに情報資産に確実にアクセスできること。

(6) 校務系ネットワーク

データセンターに設置した校務処理システムとの通信を行う閉鎖された

ネットワークをいう。

3 学校情報セキュリティポリシーの対象範囲

学校に勤務するすべての教職員（臨時・非常勤職員を含む）とする。

4 教職員の義務

情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、情報資産の利用にあたっては学校情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

5 情報セキュリティ管理体制

情報資産について、情報セキュリティ対策を推進・管理するための組織体制を確立するものとする。

6 情報資産の分類

情報資産をその重要度に応じて分類し、それに応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

7 情報資産への脅威

情報資産に対して、特に認識すべき脅威は、以下のとおりとする。

- (1) 部外者の侵入による機器又は情報資産の破壊・盗難、故意の不正アクセス又は不正操作による機器又は情報資産の破壊・盗難・改ざん・消去等
- (2) 教職員、児童・生徒又は外部委託事業者による次の行為又は事象
 - ① 機器又は情報資産の持ち出し若しくは誤操作、アクセスのための認証情報若しくはパスワードの不適切な管理又は故意の不正アクセス若しくは不正操作による機器又は情報資産の破壊・盗難・改ざん・消去等
 - ② 搬送中の事故等による機器又は情報資産の盗難
 - ③ 規定外の端末装置によるデータ漏えい等
- (3) コンピュータウイルス及び地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等によるサービス及び業務の停止

8 情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する規定を定め、すべての教職員等及び外部委託事業者に学校情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底するなど、教育や啓発が講じられるよう必要な対策を講ずる。

(2) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する区域への不正な立ち入り、情報資産への損傷・妨害等から保護するために入退室や機器管理上の物理的な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理、コンピュータウイルス対策等の技術的な対策を講ずる。

(4) 運用

学校情報セキュリティポリシーの実効性を確保するため、また不正アクセスや不正アクセスにより被害を及ぼすことを防ぐため、ネットワーク監視等の運用面における必要な措置を講ずる。

また、緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするため、危機管理対策を講ずる。

9 学校情報セキュリティ対策基準の策定

学校の様々な情報資産について、情報セキュリティ対策を講ずるにあたっては、遵守すべき事項及び判断等の基準を統一的なレベルで定める必要がある。そのため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した学校情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。なお、学校情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより学校の運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

10 学校情報セキュリティ実施手順の策定

学校情報セキュリティ対策基準を遵守し、情報セキュリティ対策を確実に実施していくためには、個々の情報資産に関する対策の手順を具体的に定めておく必要があることから、学校情報セキュリティ実施手順を学校ごとに策定、整備するものとする。なお、実施手順のひな型は教育委員会が作成する。

なお、学校情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより学校の運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

1 1 評価・見直し

学校情報セキュリティポリシーに定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、定期的に内容を審査し、学校情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

変更が必要な場合には直ちに必要部分を変更し、その内容をすべての対象者に通知する。